

社会保障・税番号制度

—金融機関の義務的対応と民間活用の展望—

第13回

番号制度の将来像——証券編

NTTデータ経営研究所
金融コンサルティングユニット アソシエイトパートナー

大野博堂

本稿では反社会的勢力などの排除が課題となる証券界について、業界固有の課題解決に資する番号利用のあり方を展望する。

番号の汎用利用による事務効率化

たとえば、証券会社から顧客に送付する取引残高報告書などが顧客に届かない場合がある。

証券会社に通知なく住所変更がなされた場合などが考えられるが、現状では確認がとれるまで再度の郵送を繰り返すなどの事務対応が必要となっている。証

日本証券業協会は、2011年に「社会保障・税番号大綱に関するコメント」を公表し、少なくとも「犯罪収益移転防止法」「金融商品取引法」「税法」などの法令や自主規制規則に基づく業務を遂行する目的での番号利用を、制度導入当初から認めよう要望している。

型で証券会社に配信されることとなれば、事務効率が一気に向上する。

また、現状ではNISA口座の重複開設のチェックなどに4～6週間を要しており、当初想定されたほどの投資資金流入には至っていない。同様に情報提供ネットワークへの照会が可能となれば、申込みから口座開設までの期間が短縮され、新たな資金の呼び水となるだろう。

反社会的勢力の排除に向けた番号の活用

警察庁と日本証券業協会は13年1月から、口座開設時に申込者が暴力団組員か否かをチェックする目的で、証券会社側から警察庁の暴力団情報データベースに照会できるシステムを運用している。警察庁と日本証券業協会の間でサーバーを接続し、氏名や生年月日から反社会的勢力に属する人物か否かを電子的に判別する仕組みだ。警察庁からの回答は「可能性の有無」と

悪意をもつた者が意図的に個人番号の変更請求を行い、結果として「新たな個人番号が周知されるまでの間」に不正取引が横行するのではないか、との懸念もある。個人番号が変更された場合に変更情報が情報提供ネットワークから証券会社に対しても適切にフィードバックされれば、このような懸念も消失する。

どまるものの、反社会的勢力ではないことの確認が即時可能となつていて。

ただし、同一生年月日で同姓同名などの場合には、従来どおり証券会社が個別に都道府県警察に問い合わせる必要がある。

番号制度の導入によって、同一生年月日で同姓同名であつたとしても個人が特定可能となれば、口座開設時のチェックがより簡便になる。既存顧客口座情報についても定期的に警察庁データベースへの照会を行うことが可能となれば、反社会的勢力の一掃につながるだろう。

また、地場の証券会社などにおいては、必ずしも反社会的勢力に限らず地域の個々人のいわゆる「不芳情報」について独自に収集のうえ、審査に活用している。ただし、データベースに登録する情報の確実性や、データベースの更新などについてのルールは各社各様となつていて。そこで、各社が有する地域の

不芳情報などについても、個人を特定できる番号を軸として個社を超えた業界での共有が可能となれば、反社会的勢力データベースとともに顧客審査能力の高度化が実現する。証券会社間での情報格差による審査レベルの差異に着目した口座開設なども排除可能となる。さらに、業界を超えたデータベースの共有が図られれば、情報収集コストの圧縮や審査期間の短縮にもつながるだろう。

内部者取引排除に向けた番号利用

内部者（インサイダー）取引排除に際しても、番号の活用が有効となる。

証券会社では、日本証券業協会規則に基づき、インサイダー取引の未然防止を図る目的で、内部者登録カードを整備している。内部者登録カードには上場会社の内部者（役員やその同居者）に該当する顧客が記録され、

I S S (Japan-Insider Registration & Identification System)（内部者登録・照会システム）において上場会社の役員等に関する情報の登録を促している。具体的には、上場会社（REIT法人やその資産運用会社を含む）の役員を対象に、①姓・名（カナ）、②生年月日、③住所、④会社名、⑤役職名が登録されている。

内部者登録カードとJ-I R I S Sの関係だが、証券会社は内部者登録カードの整備に際し、顧客が上場会社の内部者に該当するか否かを把握するための補完手段としてJ-I R I S Sを利用し、内部者登録カードの精度向上を図る、といった位置付

けとされている。これにより、一般社員から役員に昇格した場合など、顧客が内部者になった事実を証券会社に申告することを失念した場合であつても、証券会社における把握が可能となつてている。

また、これとは別に「J-I R

証券会社ではこの「内部者登録カード」を用いて、そこに記録された顧客がその上場会社の株式の売買注文を発注した際に、未公表の重要な情報をもつていなかを確認している。

次回は銀行業を対象に、将来